

## 遠隔点呼の実施に係る適合確認・宣誓書

事業者名 \_\_\_\_\_  
 代表者名 \_\_\_\_\_  
 営業所名 \_\_\_\_\_

1. 遠隔点呼の実施の申請にあたり、下表のとおり、遠隔点呼実施要領Ⅲ 機器・システム要件の各項目に適合することを確認しました。

	要件	要件の適合方法
1.	カメラ・モニター等を通じ、遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が、被遠隔点呼実施営業所等の運転者の顔の表情、全身、酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時明瞭に確認できる機能を有すること。	
2.	アルコール検知器の測定結果を自動的に記録及び保存するとともに、遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できる機能を有すること。	
3.	事前に登録された運行管理者等以外の者が遠隔点呼を行うことができないよう、個人を確実に識別できる生体認証機能を有すること。	
4.	事前に登録された運転者以外の者が遠隔点呼を受けることができないよう、個人を確実に識別できる生体認証機能を有すること。	
5.	遠隔点呼に必要な以下の情報が遠隔点呼を行う営業所等間で共有され、遠隔点呼時に遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が確認できる機能を有すること。 (1) 日常の健康状態 (2) 労働時間 (3) 指導監督の記録 (4) 運行に要する携行品 (5) 運転者台帳又は乗務員台帳の内容 (6) 過去の点呼記録 (7) 車両の整備状況	
6.	遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が、被遠隔点呼実施営業所等の運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況を、平常時と比較して確認できる機能を有すること。	
7.	遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が、運行に使用する車両の日常点検の確認結果を確認できる機能を有すること。	
8.	遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が、被遠隔点呼実施営業所等の運転者に伝達すべき事項を確認できる機能を有すること。	
9.	遠隔点呼を受けた運転者ごとに、次に掲げる点呼結果が電磁的方法により記録され、遠隔点呼を行う営業所等間で共有できる機能を有すること。また、その記録は1年間保持されること。 (1) 乗務前遠隔点呼	

	<p>イ. 遠隔点呼実施者名</p> <p>ロ. 運転者名</p> <p>ハ. 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等</p> <p>ニ. 点呼日時</p> <p>ホ. 点呼方法</p> <p>ヘ. 運転者のアルコール検知器の測定結果及び酒気帯びの確認結果</p> <p>ト. 運転者のアルコール検知器使用時の静止画又は動画</p> <p>チ. 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況に関する確認結果</p> <p>リ. 日常点検の確認結果</p> <p>ヌ. 指示事項</p> <p>ル. 運行管理者が乗務不可と判断した場合は、乗務不可と判断した理由及び代替措置の内容</p> <p>ヲ. その他必要な事項</p> <p>(2)乗務後遠隔点呼</p> <p>イ. 遠隔点呼実施者名</p> <p>ロ. 運転者名</p> <p>ハ. 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等</p> <p>ニ. 点呼日時</p> <p>ホ. 点呼方法</p> <p>ヘ. 運転者のアルコール検知器の測定結果及び酒気帯びの確認結果</p> <p>ト. 運転者のアルコール検知器使用時の静止画又は動画</p> <p>チ. 自動車、道路及び運行の状況</p> <p>リ. 交替運転者に対する通告</p> <p>ヌ. その他必要な事項</p>	
10.	遠隔点呼機器の故障が発生した際、故障発生日時及び故障内容が電磁的方法により記録される機能を有すること。また、その記録は1年間保持されること。	
11.	電磁的方法で記録された遠隔点呼結果及び遠隔点呼機器の故障記録の修正及び消去ができないこと、又は修正された場合に修正前の情報が遠隔点呼結果に残り消去できないこと。	
12.	電磁的方法で記録された遠隔点呼結果（9. (1)ト. 及び(2)ト. を除く）及び遠隔点呼機器の故障記録が、機器・システムで保存された内部構造のまま、一括でCSV形式の電磁的記録として出力できる機能を有すること。	

2. 宣誓事項（次の項目に該当する場合は、□にチェック（✓）を記入）

- 遠隔点呼実施要領Ⅳ 施設・環境要件を満たす施設において遠隔点呼を行います。
- 遠隔点呼実施要領Ⅴ 運用上の遵守事項の記載事項を遵守します。
- 運輸支局等による本申請に係る現地調査等に誠実に対応します。